

平成24年度 第24回庁議要旨

日時：平成25年3月25日（月）

議会終了後

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市補助金等の交付に関する規則の一部改正について（総務部）

補助金等は、特定の事業を行う者に対し、その事業の遂行を育成、助長、奨励するために交付することが一般的であり、それを想定して、本規則では、交付申請、交付決定、実績報告、確定通知等一連の手続が定められている。

しかし、一部補助金などについては、その性質上、事務事業の完了後に補助申請がなされ、必ずしも実績報告の提出や確定通知などを要しない場合もあり、本規則が実務に合っていない部分もあることから、実務に即した内容とするため所要の改正を行うもの。

(1) 主な内容

ア 補助事業等の実績に基づき精算額で補助金等を交付した場合は、実績報告は要しないものとする規定の追加

イ 実績報告書の提出を求めない場合の補助金等の確定及び確定通知は、補助金等の交付決定及び交付決定通知とあわせて行うものとする規定の追加

(2) 施行期日

平成25年4月1日

2 平成25年度休日における窓口の開庁について（生活環境部）

市民の利便性の向上を図るための休日開庁は、平成23年度は震災対応を含めて実施し、平成24年度は月2回実施してきた。

市の窓口業務における更なる「市民サービスの向上」を目指し、平日に来庁できない方の利便性向上を図るため、平成25年度も引き続き実施するもの。

(1) 主な内容

ア 開庁日 毎月第1・第3日曜日

イ 実施時間 午前9時から午後1時まで

ウ 実施体制

部・課	業 務 内 容	配 置 職 員 数	平成24年度取扱 件数 (4月～2月)
生活環境部市民課	戸籍・住民票の異動処理及び 証明書交付処理	10人	1,684件
健康部保険年金課	異動処理及び異動に伴う関 連業務	2人	105件
福祉部子育て支援課	児童手当等異動に伴う関連 業務	1人	45件
計 3課		13人	1,834件

※ 住民基本台帳ネットワークカードの作成及び他市町村等に確認が必要なもの等一部対応できない事務もある。

3 第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について（健康部）

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度から生活習慣病を中心とした疾病予防を目的として、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導が義務付けられるとともに、5年を1期として特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施するため、「特定健康診査等実施計画」を定めることとされている。

第1期実施計画が本年度をもって終了することに伴い、第2期実施計画を策定し、生活習慣病の要因となるメタボリックシンドロームに着目した予防並びに生活習慣の行動変容を目的とした健康診査・保健指導を実施することにより、国民健康保険被保険者の糖尿病等生活習慣病の重症化を予防し、健康保持と医療費の適正化を図るもの。

(1) 主な内容

ア 計画概要

生活習慣病の要因となるメタボリックシンドロームに着目した予防並びに生活習慣の行動変容を目的とした特定健康診査・特定保健指導を実施することにより、被保険者の生活習慣病の重症化を予防し、健康保持と医療費適正化を図る。

イ 計画期間 平成25年度から平成29年度まで

ウ 基本的な考え

国の検討会において、第2期も内臓肥満に着目して生活習慣病を予防するという現在の枠組みと腹囲に着目した保健指導対象者の選定基準を引き続き維持することの方針が示されたことから、第1期から大幅な変更はないものの、東日本大震災による影響を検証し実施計画に反映することが重要であることから、平成25年度以降も引き続き現状を分析しながら、必要に応じ見直しを行うものとする。

エ 目標値

(ア) 特定健康診査実施率 60%

(イ) 特定保健指導実施率 60%

4 石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱の一部改正について（建設部）

宮城県では、平成23年4月から、国からの通常補助に加えて耐震改修工事と併せてその他改修工事を行う場合には25万円を限度に、その他改修工事を行わない場合でも15万円を限度に、それぞれ特例加算して補助している。

本市においても、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱の一部を改正し、補助金を加算して交付することにより木造住宅の耐震化の促進を図るもの。

※ 「その他改修工事」とは、住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事であって、耐震改修工事と併せて行う耐震改修工事以外の工事で、これに要する費用が10万円以上のものをいう。

(1) 主な内容

通常補助の耐震化工事に係る費用の9分の4以内（上限額40万円）のほか、避難弱者の木造住宅や特定地域の木造住宅に限らず、その他改修工事を行わない場合には耐震化工事に係る費用の6分の1以内の額（上限額15万円）を、その他改修工事を行う場合には耐震化工事費用の18分の5以内の額（上限25万円）を特例加算して補助金を交付するもの。

〔現行の補助金の上限額〕

ア 通常（イ・ウ以外）40万円

- イ 避難弱者世帯 40万円＋15万円
- ウ 特定地域世帯 40万円＋15万円

[改正後の補助金の上限額]

(耐震化工事のみを行う場合)

- ア 通常(イ・ウ以外) 40万円＋15万円 ※現行より15万円加算
- イ 避難弱者世帯 40万円＋15万円
- ウ 特定地域世帯 40万円＋15万円

(耐震化工事と併せてその他改修工事を行う場合)

- ア 通常(イ・ウ以外) 40万円＋25万円 ※現行より25万円加算
- イ 避難弱者世帯 40万円＋25万円 ※現行より10万円加算
- ウ 特定地域世帯 40万円＋25万円 ※現行より10万円加算

※ 「避難弱者世帯」とは、65歳以上の者のみ、又は身体障害者福祉法に基づく1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けた者が居住する住宅の世帯等をいう。

※ 「特定地域世帯」とは、石巻市地震防災マップの「地域の危険度マップ(宮城県沖地震単独型、連動型を想定)」で木造建物全壊率の危険度ランクが2以上7以下の地域に存している住宅に居住する世帯等をいう。

[報告事項]

1 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者等の国民健康保険一部負担金及び介護保険利用者負担額の免除措置の延長について(健康部)

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者等の国民健康保険一部負担金及び介護保険利用者負担額の免除措置については、国の財政支援により本年2月28日まで延長してきたが、国から財政支援の期間を平成26年2月28日まで延長するとの通知があったことから、本市においても被保険者等の国民健康保険一部負担金及び介護保険利用者負担額の免除措置を延長し、被災者の経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

区 分	一部負担金免除期間	
	変 更 後	変 更 前
国民健康保険一部負担金	平成26年2月28日まで	平成25年2月28日まで
介護保険利用者負担額		

2 東北メディカル・メガバンク事業の協力に関する協定の締結について(健康部)

東日本大震災から立ち直り、創造的な復興を成し遂げるために東北大学が本年2月、東北メディカル・メガバンク機構を設立し、国の復興事業として、10年にわたり未来型地域医療モデル体制の確立を目指し、東北メディカル・メガバンク事業として「バイオバンク構築」、「被災地の医療支援」、「人材育成」の3つの事業を行うこととした。

本市では、実施業務等について互いに協力し、進めていくため、協定を締結し、「バイオバンク構築」、「被災地の医療支援」、「人材育成」等、東北メディカル・メガバンク

事業の実施を通して保健・医療の復興を図るもの。

(1) 主な内容

- ア 協定の期間 平成25年4月から平成33年3月31日まで
- イ 機構が実施する業務 循環型医師支援システムや健康調査により地域医療の復興を支援する。
- ウ 本市が実施する業務 事業の広報、調査対象者募集の協力、母子健康手帳交付者数・出生数・医療機関別分娩数等の情報提供、調査対象者の同意に基づく住民基本台帳情報・国民健康保険診療情報・介護保険情報の提供

3 市発注工事における配置技術者の雇用関係要件の緩和試行の継続について（総務部）

東日本大震災からの復旧・復興事業を促進させるためには、建設業者の配置技術者の確保を図る必要があることから、配置技術者の雇用関係要件の緩和の試行を昨年4月から今月末まで臨時的な措置として実施してきたが、今後も技術者の確保が必要であることから、当分の間、試行を継続するもの。

(1) 主な内容

- ア 平成25年3月31日までとしていた試行期間を、当分の間、継続する。
- イ 緩和措置の内容

1 緩和措置	専任で現場配置する配置技術者（主任技術者又は監理技術者）に求めている直接的な雇用関係について、専任を要しない配置技術者と同様の取り扱いとする。	
	請負代金額が2,500万円未満 (建築一式工事5,000万円未満)	入札日（開札日）の前日から、引き続き当該入札参加者と直接的な雇用関係にある者
	請負代金額が2,500万円以上 (建築一式工事5,000万円以上)	入札日（開札日）の前日から起算して3か月以上前から（ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札日（開札日）の前日において）、引き続き当該入札参加者と直接的な雇用関係にある者
2 対象工事	東日本大震災に係る災害復旧・復興工事	
3 適用条件	公共職業安定所（ハローワーク）を通じた新規雇用であること。	
4 その他	確認のため、次の書類を提出させる（入札参加資格審査時）。 ① ハローワークが発行する紹介状 ② 入札参加者と配置技術者の直接的な雇用関係を確認できる書類	

4 建設工事等変更契約手続の簡素化について（総務部）

建設工事並びにこれに係る調査、設計及び測量の業務の変更契約は、担当課による変更施工伺と管財課による契約変更伺の発議により、変更契約を締結するまでに同じ内容の決裁が二重に必要となっていることから、担当課と管財課の発議を一本化し、決裁事務を一元化することにより、変更契約の締結までの時間の短縮を図るもの。

(1) 主な内容

- ア 変更契約の事務手続のうち、変更伺、変更協議、変更契約伺の決裁は、工事担当課長が行う。
- イ 契約相手方との協議及び変更契約の締結は、管財課長が行う。

(2) 今後の予定・施行期日

- ア 石巻市建設工事等契約事務取扱要綱の一部改正
- イ 施行期日 平成25年4月1日